

令和6年度 御影北部あんしんすこやかセンター拠点

事業計画書

VI. 拠点内容

サービス区分

- ・ 御影北部あんしんすこやかセンター

VII. サービス取組み

1. 行動指針

神戸市あんしんすこやかセンターの設置目的は「地域住民や関係機関・高齢者自身が協働して、高齢者が生きがいを持った豊かな生活を、住み慣れた地域で安心して送ることができる状態になること」であり、以下の3つの基本理念に基づいた運営を致します。

基本理念1

「友愛の心をもって 豊かな福祉を創造し、地域に貢献します」

- ・ 地域課題を探り、地域と共に地域ニーズに応えていけるようなセンターを目指します。

基本理念2

「友愛の心をもって 尊厳を守り、その人らしい暮らしを支援します」

- ・ 地域の相談窓口として、人権擁護・介護予防・地域包括ケアマネジメントに取り組みます。

基本理念3

「友愛の心をもって、研鑽を積み、ともに幸せを追求します」

- ・ 地域住民の利益を最優先し、様々な課題を解決できるよう、センター職員一人ひとりが自己研鑽に努めます。

2. 今年度の重点取組み

○地域ケア会議等を通じたネットワークづくり

御影北部（御影山手・御影1～3丁目・御影郡家 鴨子ヶ原）圏域を担当しており、高齢者人口が令和6年1月末で4,426人昨年同期より32人増加し、鴨子ヶ原、御影郡家の一部の地区では高齢化率は30%を超え、高齢者数及び高齢化率が高い傾向は

変わらず、75歳以上の後期高齢者人口も増加しています。

御影北部圏域は、鴨子ヶ原と御影山手、御影1～3丁目、御影郡家の4地域ありますが、大きく2地域（鴨子ヶ原地区・御影地区）に分け、それぞれのニーズ、課題に沿った地域活動支援を目指していきます。

地域ケア会議等を開催し、コミュニケーションを図っていきます。ふれあいまちづくり協議会やプラザ（自治会、民生児童委員、老人会、学校、警察などの行政機関、医療機関など）、個々の地域住民などと常日頃の交流を重ね、地域の課題に対して互いに情報・課題共有をしていきます。感染対策を心掛け、オンラインなども利用し柔軟なネットワークづくりの支援、計画、実施などを行っていきます。

鴨子ヶ原地区においては、介護予防支援の集いの場、防災福祉を課題とした地域ケア会議の開催、御影地区については、介護予防を目的としたつどいの場の支援、リフレッシュ教室の定期開催などを進めていく予定です。

○健康寿命延伸の推進に関する業務の実施

健康寿命延伸の推進を図るために、地域の様々な関係団体に働きかけ、下記の通りの活動継続の支援を行います。

（御影地域）

御影北地域福祉センターなどにおいて、「御影北すまいる体操」（介護予防体操）「ポコアポコ」（歌声教室）「元気アップ体操みかげきた」（フレイル予防対策教室）などの運営の後方支援を行っていきます。

御影北地域福祉センターでの定期的な高齢者の集いの場を開催できるような支援のニーズがあり、地域関係者と話し合いを重ねていきます。高齢者が毎週水曜日に集えるような企画について検討開催の後方支援をしていきます。

昨年度も、感染状況を観ながら感染症対策など工夫した方法で実施しました。

今年度においても、状況を観ながら安心安全な実施を心掛けていきます。

（鴨子ヶ原地域）

ここ数年地域ケア会議において、山の手における課題、ニーズ、対策などが話し合われてきました。特別養護老人ホーム友愛苑、ケアハウスゆうあい、特別養護老人ホームかもこの風の存在は、地域の強みとして注目されています。コロナ禍の地域住民のフレイル予防、健康増進の為「わくわくウォークラリー」の実施に協力していきます。

昨年度、開催を再開した「えがお喫茶」（認知症カフェ）「元気アップクラブ」（介護予防体操）の支援をしていきます。安心安全に介護予防の出来る方法を関係者とともに協議し、企画実施を目指します。

（圏域全体）

センターの広報誌として、今後も年3回程度「すこやかレター」を作成し配布していきます。記事の内容は、介護予防普及啓発以外にも高齢者にとってニーズの高い

ものを企画していきます。

○認知症の人にやさしいまちづくりの推進

認知症の人にやさしいまち「神戸モデル」の施策の4本柱である「予防及び早期介入」「治療や介護の提供」「事故の救済及び予防」「地域の力を豊かにしていくこと」の要としての役割を担っていきます。

御影地区の若年層に向けての認知症サポーター養成講座も企画していきます。

鴨子ヶ原地区の認知症カフェ「えがお喫茶」については、地域ケア会議を開催し「笑顔をつなぐネットワーク会議」のメンバーとともに企画、運営について話し合っていきます。

○あんしんすこやかセンターの広報・啓発について

地域行事や地域団体等の会議に積極的に参加し、センターの広報啓発と介護予防・人権擁護などに関する普及啓発を、計画的に実施します。

御影郡家自治会館や御影北地域福祉センターでは、今後も随時相談会を開催していきます。個別の相談だけでなく、地域の課題やニーズを聴き取りながら、講演形式の相談会なども企画していきます。

○業務の効率化

神戸市に確認しながら、会議の整理や統合、書類削減など業務効率化や事務負担の軽減をはかります。また、見直しにあたってはICTを活用します。

3. サービスの実際と業務内容

1 総合相談支援業務の実施

総合相談については、延べ件数月平均 257 件程度が予想されます。

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう相談に応じていきます。高齢者やご家族、市民や事業所などからの相談を、地域の関係機関と連携し、適切なサービス利用につなげたり、関係機関同士で連携できる働きかけを行っていきます。

(業務内容)

① 地域におけるネットワーク構築

地域の社会資源の最新の情報を整理し、住民から照会があった時には、紹介します。また、ネットワーク構築のために、関係機関へ働きかけます。

② 地域の実態把握について

地域活動への積極的な参加や訪問により、地域の情報収集をし、必要に応じて当事者・家族への電話や訪問を行います。

③ 総合相談としての機能について

・地域住民の方々があんしんすこやかセンターの役割を認識していただくために、東灘区や区社会福祉協議会とも連携して、神戸市作成のパンフレットや広報誌等

で啓発します。

・相談があった場合は、適切なアセスメントを実施して実態把握をし、相談者の自己決定を尊重しつつ、相談内容に即したサービス・制度に関する情報提供や関係機関の紹介やフォローをします。

2 権利擁護業務について

権利擁護については、延べ件数月平均9件程度が予想されます。

困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活出来るように、弁護士相談制度等を活用し専門的・継続的な視点を持って支援を行います。
(業務内容)

① 消費者被害の防止

消費者被害を防止するために、警察及び消費者生活センター等と連携し、必要な情報を提供します。また、相談や被害にあった場合は、神戸市に迅速に報告すると共にクーリング・オフ制度を有効に活用する等をします。

② 成年後見制度利用の活用等

センター職員の理解を深め、神戸市成年後見センター及びこうべ安心サポートセンター等と連携し、権利侵害や財産管理についての相談や援助を実施します。認知症、精神障害者等の財産管理・契約等の手続きを支援・保護するための成年後見制度の相談や実際に活用出来るような援助を実施します。

③ 虐待への対応

高齢者の虐待防止や早期発見のために、権利擁護の重要性、正しい知識や介護方法などについての普及啓発に努めていきます。研修やケア会議を実施するなど、介護サービス事業者等関係機関の意識を高めていきます。

高齢者の虐待の通報があった場合は、職員間での検討をした上で、神戸市虐待対応のマニュアルに従い、すみやかにあんしんすこやか係に報告し、コア会議を開催し情報共有を図り対応します。また、センター内では月1回開催するケース検討会議にて現在の虐待・困難事例の対応方針の確認、情報共有を図ります。

④ 困難事例への対応

認知症や虐待等の困難事例に関して、ケアマネジャー等の担当者と随時カンファレンスを実施し、情報の共有を図り、適切に対応します。

⑤ 災害時等緊急時の対応

要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については迅速に対応できるよう日頃から利用者の連絡先等の情報を管理し、マイケアプランに避難先を記載します。

また、あんしんすこやかセンター災害時のガイドラインに基づき、神戸市と連携して高齢者の安否確認や相談対応、地域団体との連携により共有された情報をもとにした要援護者の支援を行う仕組みを検討します。

3 包括的・継続的ケアマネジメント業務について

ケアマネジメント支援延べ件数は、月平均 76 件程度が予想されます。

地域の高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすことが出来るよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携を図る事により包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための後方支援をします。

(業務内容)

① 包括的・継続的なケアマネジメントの体制構築

- ・御影北部地区の地域包括ケアを推進していくために、地域ケア会議を開催し、個別課題や地域課題の情報を共有し課題解決方法を検討します。その際には、地域住民、介護・医療関係者、行政などと協働ができるように働きかけます。
- ・住吉北部及び御影北部圏域内のサービス事業所の情報交換会を実施し、事業所内のネットワーク支援を行います。

② 介護支援専門員の個別支援

- ・御影北部地区の個別相談に随時対応していきます。支援困難事例については、地域ケア会議やケース会議を開催するなどしてケアマネジメント支援を行います。
- ・東灘区及び東灘区内のあんしんすこやかセンターやケアマネジャー連絡会等と連携して、定期的に連絡会や研修を企画し、参加を促します。
- ・住吉北部あんしんすこやかセンターと共催で、圏域内の介護支援専門員との情報交換会を随時開催して、ケアマネジメントに必要な情報提供をするなどで支援を行います。

4 介護予防ケアマネジメント業務の実施

今年度より介護予防支援については、居宅介護支援事業所が委託ではなく直接契約できるようになることから、介護予防支援及びケアマネジメントについては月 235 件程度と予想されます。

生活上さまざまな課題を抱える高齢者に対して、自立の可能性を最大限引き出し、介護予防・日常生活総合事業を進めていきます。また、健康寿命延伸のためのフレイル予防・フレイル改善の広報啓発をします。

業務内容

① 介護予防ケアマネジメント業務

- ・初期面接
- ・課題分析

生活機能のリスク、医学的視点、生活環境、健康状態、本人や家族の希望など包括的なアセスメントを実施。

- ・マイケアプランの作成

利用者に対し、理解しやすい言葉でプランを作成し説明するとともに、介護予防のための目標の共有に努めます。

- ・サービス担当者会議

情報提供してくれた関係機関に情報の還元、連携も行います。

- ・モニタリング・サービス提供後の再アセスメント及び評価

- ② 事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを実施します。その際、個人のニーズにとどまらず、地域のニーズは何かを視点に評価分析をします。要支援者・事業対象者の情報を積極的に把握し、介護予防支援業務を実施します。
- ③ 委託事業者への適正な介護予防支援業務について助言します。
- ④ 認知症および認知症予防について情報を提供し、啓発します。
- ⑤ 閉じこもりについては、自治会・民生児童委員等関係者と常に連携をして、個々の利用者に対応します。
- ⑥ 要支援等高齢者への災害時等緊急時の支援については迅速に対応できるよう日頃から利用者の連絡先等の情報を管理し、マイケアプランに緊急連絡先や避難先を記載します。また、緊急時には速やかに神戸市と連絡調整し必要な対応が出来るよう関係機関とも連絡するなど日頃から準備します。

5 地域支え合い活動推進事業

地域支え合い推進事業については、延べ件数は月 20 件程度が予想されます。

見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図ると共に地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援することを目的とします。

業務内容

- ① 地域支え合い活動の推進に関する業務
- ② 生活支援・介護予防の基盤整備に関する業務
- ③ 地域見守り活動の推進に関する業務
- ④ 協働体に関する業務
- ⑤ コミュニティサポートグループ一育成支援事業に関する業務
- ⑥ 独居・老老世帯等実態調査に関する業務
- ⑦ 地域支え合い関係者連絡会等に関する業務
- ⑧ 地域の活動団体及び事業者等との連携
- ⑨ その他各号に付随する業務
- ⑩ 報告書等の提出および業務に必要な会議、研修等への参加

6 民生児童委員等地域の連携について

民生児童委員や友愛ボランティア等との連携を図り対象高齢者や要介護状態の住民の情報収集や把握に努めます。また、地域住民が主催する行事等に積極的に参加するなど、地域住民との交流と連携を通して、コミュニティづくりを支援します。

(業務内容)

小地域支え合い連絡会の開催及び民生児童委員の連絡会に参加

単身・老老世帯の見守り活動の連携

友愛ボランティア連絡会に参加

地域のふれあい喫茶等行事及びプラザ等の地域住民主権の会議に参加

7 医療機関との連携について

日ごろから近隣の医療機関や利用者の主治医及び東灘区在宅医療・介護連携支援センターと情報交換を図り、緊急時でも必要な医療が受けられるようにサービスについての情報交換やケアカンファレンスに必要な医療情報を得ます。

8 その他関係機関との連携について

地域連携を進めるために、サービス事業者等の機関だけでなく、自治会、婦人会、老人会等住民自治組織を始め、警察や消防署等との公的な機関とも連携を深め、必要な課題が解決できるように、情報を共有します。

9 公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

公正・中立性の確保のために、以下のことを遵守します。

- (1) センター事業の人員・設備及び運営に関する基準の遵守
- (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
- (3) 適切な情報提供に基づく、利用者の意思決定の尊重
- (4) 適正な介護予防ケアマネジメントが実施できるための人員確保
- (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
- (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援

公正・中立性を確保するために、次の事項はしないこととします。

- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘
- (2) 介護予防プラン作成の予約
- (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約
- (4) センター業務以外の広告・営業活動
- (5) センター業務以外の行政に関する類似行為
- (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において、正当な理由がなく、特定の事業者のサービスが偏ること。
- (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引すること。

10 介護リフレッシュ教室の開催について

認知症介護家族等要介護高齢者を介護している家族を支援する介護リフレッシュ教室を実施し介護者の支援同志の自助グループの組織化が図れるよう支援します。
今年度は、御影地区の地域のニーズに合わせた企画で、場所を御影北地域福祉センターとし、奇数月の第3水曜日に開催します。

4 拠点リスクマネジメント体制

1 安全管理対策委員会

統括施設長を委員長としたリスクマネジメントに関する包括的な会議である安全管理対策委員会に参加します。

2 苦情・相談への対応

利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、「苦情受付窓口」を設置し、施設長を委員長とする苦情対策委員会を開催し、その解決策について協議、検討を行います。また、急を要するときは、随時委員を招集し対応します。

3 虐待への対応

神戸老人ホーム高齢者虐待防止マニュアルに基づき、必要な対策や研修を適宜実施します。

4 ハラスメントへの対応

法人及び神戸市あんしんすこやかセンターハラスメント対策マニュアルを周知し、ハラスメントに関する意識の向上と対策を図ります。

VIII. 運営体制（24時間相談体制を含む）及び職員体制・教育

1 運営体制

社会福祉士・保健師等・主任ケアマネジャー・地域支え合い推進員それぞれが「地域包括ケア」を実現するために、専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」を行う体制を構築します。

そのために、毎日のミーティングや全職員が出席する月1回のセンターミーティング・職員会議・ケース検討会を開催して、それぞれの会議で職員間の情報共有を図り、タイムリーな対応ができるようにします。特に困難事例や虐待事例については、その都度4職種で情報共有して、役割を明確化して支援できる体制を構築します。

2 営業時間について

営業時間 9時～17時30分（日曜及び12月31日～1月3日は休み）

営業時間内では、概ね輪番制で電話対応等します。

また、営業時間内にあんしんすこやかセンター職員が訪問等で外出する場合には、同一施設内の職員と連携するなど協力を求め、体制を整えます。

さらに、営業時間外の夜間・休日等の24時間の連絡体制は、同一施設内の管理宿直者等が連絡を受け、必要時にセンター職員が電話対応をする緊急連絡体制を整えます。

3 職員の配置状況について

社会福祉士	1名
主任ケアマネジャー	1名

保健師・看護師 1名
地域支え合い推進員 1名
介護予防支援担当ケアマネジャー 2名

4 職員資質の向上・教育への取り組み

- ・管理体制を見直し、複数でお互いの業務が適正であるかどうかチェックできるようにします。さらに業務改善を行い、質の向上に努めます。
- ・チームアプローチを実施していくために職員間及び職種間の連携を深め情報共有に努めます。
- ・相談援助力を高めるために、月1回のケースカンファレンス等にて、支援困難事例等を検討します。
- ・必要な研修会に参加するなど、多機関からの情報収集を図ります。

IX. 会議・委員会等

1 あんしんすこやかセンターに関する会議

朝礼 センター営業日
スケジュール確認及び各職員の業務内容の確認。報告等情報交換。
ケースや事業に関する情報共有や検討

職員会議 月1回開催と随時開催
事業目標の進捗確認と今後の事業スケジュールの確認など

事例検討会 月1回開催と随時開催
ケース検討や地域課題検討、地域ケア会議の企画などについての話し合い

2 友愛拠点に関する会議

定例会議 月1回 友愛拠点の事業報告等情報交換

感染対策委員会 偶数月および随時

災害対策委員会 月1回

衛生委員会 月1回

X. 防災計画

神戸市及び法人の防災計画に基づき実施します。

XI. 事業収支計画

神戸市委託料	23,960,000 円
介護予防マネジメント費	12,700,000 円 (介護予防マネジメント月平均 235 件程度)
合計	36,660,000 円

以上の収入で事業を運営する。具体的な事業収支計画は、令和6年度予算書参照

以上